診調組　手　－　2
１８．９．１３

医療機能情報の公表制度の創設（医療法、薬事法）

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設する。（薬局についても同様の仕組みを創設）

現行制度

【患者が医療情報を得る手段】

- ○　医療機関の行う広告
- ○　インターネット等による広報
- ※　医療機関側による任意の情報
- ○　利用者に対する医療機関内の院内掲示

等

改正後の制度

※□は、新たに追加される制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- ○　集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- ○　医療安全支援センターによる相談、助言

住民

- ○　「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- ○　正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- ○　患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】　※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討予定

- ○　管理・運営・体制に関する事項（診療日、診療時間、安全管理体制、医師等の略歴　等）
- ○　情報提供や医療連携体制に関する事項（クリティカルパスの実施、他の医療機関との連携の状況、セカンドオピニオンの実施　等）
- ○　医療の内容（医療機能）、実績に関する事項（診療・治療内容、在宅医療の実施、専門外来の設置、手術件数　等）　等

※医療の実績情報（アウトカム指標）については、データーの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから積極的に提供

【見直しの視点】

- ○　必要な情報は一律に提供
- ○　情報を集約化
- ○　客観的な情報をわかりやすく提供
- ○　相談・助言機能の充実